



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 754 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 1
755 公共測量の実施 (技術調査課)..... 2
756 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 2

○ 選挙管理委員会告示

- 43 政治団体の届出事項の異動の届出 2
44 政治団体の解散の届出 3
45 政治団体の設立の届出 4

○ 公告

- 和歌山県勤労福祉会館における指定管理者の募集 (労働政策課)..... 4
和歌山県植物公園緑花センターにおける指定管理者の募集 (森林整備課)..... 7
根来山げんきの森における指定管理者の募集 (")..... 9

告 示

和歌山県告示第754号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを令和3年7月20日指定した。

令和3年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
雑誌	ラジオライフ 8月号	09155-08	三オブックス
雑誌	芸能美女 激ヤバShot	ISBN978-4-86632-691-7	ブレインハウス
雑誌	ありえない芸能界激レアお宝大開放SP	ISBN978-4-86632-685-6	ブレインハウス
雑誌	芸能美女メガ盛りMIX!	ISBN978-4-86632-684-9	ブレインハウス
雑誌	実話ナックルズ 8月号	04877-8	大洋図書
コミック	コミック艶 Vol.15	67600-34	リイド社
コミック	実話ローレンス 8月号	18019-8	スコラマガジン
コミック	ヤングキングBULL 8月号	08861-08	少年画報社
コミック	ビーボーイゴールド 8月号	17779-08	リブレ

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第755号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 作業の種類 公共測量 空中写真測量（地図情報レベル500）
航空レーザ測量（地図情報レベル500）
数値地形図データ作成（地図情報レベル500）
- 作業期間 令和3年7月28日から令和4年3月18日まで
- 作業地域 和歌山県田辺市本宮町伏拝地内

和歌山県告示第756号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年8月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3560	岩出市山字大原126番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	令和 3.7.8	6.00	51.71

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年8月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県医療会	平石英三	代表者	平石英三	寺下浩彰	令和 3.6.19
自由民主党和歌山県薬剤師連盟支部	稲葉眞也	会計責任者	鋤柄宣子	松本正康	令和 3.6.20
自由民主党和歌山県電気通信職域支部	楠浴孝幸	主たる事務所の所在地	和歌山市和歌浦東2丁目4-62	和歌山市直川957-1	令和 3.6.23
		代表者	楠浴孝幸	嶋雅男	令和 3.6.23
		会計責任者	沼田正幸	嶋雅男	令和 3.6.23
自由民主党和歌山県第一選挙区支部	門博文	主たる事務所の所在地	和歌山市北新5丁目57	和歌山市畑屋敷中ノ丁14	令和 3.7.1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
和歌山県商工政治連盟	植田英明	主たる事務所の所在地	紀の川市貴志川町丸栖337	和歌山市茶屋ノ丁49-2	令和3.5.27
		代表者	植田英明	森田敏行	令和3.5.27
		会計責任者	山本和秀	野田孝雄	令和3.5.27
和歌山県医師連盟	平石英三	代表者	平石英三	寺下浩彰	令和3.6.19
西牟婁郡医師連盟	中北和夫	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町1447番地	西牟婁郡白浜町3771番地の12	令和3.4.20
和歌山県神谷まさゆき後援会	稲葉眞也	会計責任者	鋤柄宣子	松本正康	令和3.6.20
和歌山県藤井基之薬剤師後援会	稲葉眞也	会計責任者	鋤柄宣子	松本正康	令和3.6.20
和歌山県本田あきこ後援会	稲葉眞也	会計責任者	鋤柄宣子	松本正康	令和3.6.20
和歌山県薬剤師連盟	稲葉眞也	会計責任者	鋤柄宣子	松本正康	令和3.6.20
和歌山県理容政治連盟	東根清一	会計責任者	結城幸一	丸山卓也	令和3.6.25
せこう弘成清水後援会	大久保家宏	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町二川341	有田郡有田川町二川734-3	令和3.4.1
		代表者	大久保家宏	岡本康平	令和3.4.1
大石元則後援会	道阪耕一	代表者	道阪耕一	佐藤格司	令和3.7.1
殿井たかし後援会	前北明美	代表者	前北明美	宮井一福	令和3.7.1

和歌山県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年8月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
市民の声がとどく田辺市政をつくる会	奥山雅司	令和3.5.12
片山みつお後援会	富士順一郎	令和2.6.29

りくひら輝昭後援会	武村努	令和 3.5.31
橋爪弘典後援会	橋爪弘典	令和 2.12.31
丸山則枝後援会	朝間諭	令和 3.6.21

和歌山県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年8月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
くろい美晴後援会	夏見公久	黒井佐代子	日高郡印南町印南原696	令和 3.6.25
和歌山県警備業連盟	中谷保	前田達也	和歌山市東鍛冶屋町49-2 綜警和歌山ビル2階	令和 3.7.1

公 告

公 告

県が設置する和歌山県勤労福祉会館における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和3年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県勤労福祉会館
- (2) 所在地 和歌山市北出島一丁目5番47号
- (3) 規模等
 - ア 敷地面積 約2,460㎡
 - イ 延床面積 3,204.76㎡
 - ウ 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建て

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県勤労福祉会館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和59年和歌山県条例第37号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に

規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定める申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和3年8月3日（火）から同月20日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 現地説明会

- ア 日時 令和3年8月24日（火）午後2時
- イ 場所 和歌山県勤労福祉会館3階 会議室
和歌山市北出島一丁目5番47号
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
 - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

- ア 期間 令和3年8月25日（水）から同年9月7日（火）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 回答日 令和3年9月15日（水）
- ウ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

- ア 期間 令和3年9月16日（木）から同年10月4日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和3年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

令和4年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2790

ファクシミリ番号 073-422-5004

公 告

県が設置する和歌山県植物公園緑花センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和3年8月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 和歌山県植物公園緑花センター

(2) 所在地 岩出市東坂本672

(3) 規模等

ア 敷地面積 11.17ha（管理面積11.11ha）

イ 施設規模 本館RC2階 562.23㎡（その他和歌山県植物公園緑花センター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる施設）

上記のほか、昭和の森（紀の川市地内、面積1.21ha）の管理を含む。

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌山県植物公園緑花センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例（昭和54年和歌山県条例第9号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和3年8月3日（火）から同月24日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 現地説明会

- ア 日時 令和3年8月27日（金）午前10時
- イ 場所 和歌山県植物公園緑花センター 研修室（岩出市東坂本672）
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
- （ア）配布期間 （1）アに同じ。
- （イ）配布場所 （1）イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
- （ア）提出期間 令和3年8月3日（火）から同月26日（木）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- （イ）提出場所 （1）イに同じ。
- （ウ）提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

- ア 期間 令和3年8月30日（月）から同年9月6日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 回答日 令和3年9月8日（水）
- ウ 注意事項
- （ア）口頭による質問には回答を行わない。
- （イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

- ア 期間 令和3年9月9日（木）から同年10月1日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 選定結果の通知及び公表 令和3年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

令和4年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2982
ファクシミリ番号 073-432-5850
メールアドレス e0707001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する根来山げんきの森における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和3年8月3日

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 根来山げんきの森

(2) 所在地 岩出市根来地内

(3) 規模等

ア 敷地面積 194ha

イ 施設規模 荒天避難施設 木造平屋 97㎡（その他根来山げんきの森指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる施設）

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他根来山げんきの森指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、根来山げんきの森設置及び管理条例（平成14年和歌山県条例第24号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの

(7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総

額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

(8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和3年8月3日（火）から同月24日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 現地説明会

ア 日時 令和3年8月27日（金）午後2時

イ 場所 和歌山県植物公園緑花センター 研修室（岩出市東坂本672）
概略説明終了後、根来山げんきの森（岩出市根来地内）に移動して、現地説明を行う。

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 令和3年8月3日（火）から同月26日（木）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和3年8月30日（月）から同年9月6日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 回答日 令和3年9月8日（水）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和3年9月9日（木）から同年10月1日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和3年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

令和4年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2982

ファクシミリ番号 073-432-5850

メールアドレス e0707001@pref.wakayama.lg.jp